

日本道路公団等民営化関係法施行法

(平成一六年六月九日法律第一〇二号)

一、提案理由(平成一六年三月三十一日・衆議院国土交通委員会)

石原国務大臣 ただいま議題となりました高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団につきましては、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設すること等を目的として、平成十七年度中に民営化を実施します。

あわせて、高速国道の整備計画区間のうち未供用区間に係る有料道路事業費を当初の約二十兆円から最大で十兆五千億円程度にほぼ半減するとともに、高速国道に係る有利子債務は、民営化時の総額を上回らないとしました。

これらの四法案は、道路関係四公団の民営化を実現するため、提出することとしました。

……………(略)……………

次に、日本道路公団等民営化関係法施行法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、道路関係四公団の民営化等に伴い、さきの三法の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律の廃止及び改正を行うものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、会社及び機構の設立に関し、会社の設立委員の任命その他所要の手続を定めております。

第二に、公団が行っている業務及び公団の権利義務について、会社及び機構への適正かつ円滑な引き継ぎを図るため、所要の措置を定めております。

第三に、現在公団が行っている道路事業につきまして、その引き継ぎに関する事項を定めております。供用中の高速道路については、当該高速道路を事業範囲とする会社が管理及び料金徴収を行うとし、建設中または調査中の高速道路については、国土交通大臣が会社と協議して、会社が建設を行うべき高速道路を指定できるとしております。

第四に、日本道路公団法等の五法律を廃止するほか、関係法律について所要の改正を行っております。

第五に、この法律は、平成十八年三月三十一日までの政令で定める日から施行し、会社及び機構は、この日に成立するとしております。

以上が、これらの四法案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告（平成一六年四月二七日）

赤羽一嘉君 ただいま議題となりました五本の法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の四法律案について申し上げます。

この四法律案は、民間にできることは民間にとの原則に基づき、道路関係四公団の民営化を実現するために提出されたものであります。その主な内容は、第一に、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済すること、第二に、できるだけ少ない国民負担のもとで、真に必要な道路を早期に建設することなどであります。

……………（略）……………

次に、日本道路公団等民営化関係法施行法案について申し上げます。

本案は、道路関係四公団の民営化に伴い、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律の廃止及び改正を行うものであります。その内容は、現在供用中の高速道路については、当該高速道路を事業範囲とする新会社が管理及び料金徴収を行うこと、そして、現在建設中または調査中の高速道路については、国土交通大臣が新会社と協議し、新会社が建設を行うべき高速道路を指定できることなどであります。

……………（略）……………

内閣提出の四法律案は、去る三月三十日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同月三十一日石原国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、四月二日から十四日まで六回にわたり政府等に対する質疑を行ってまいりました。

この間、六日及び九日には小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、十三日には二度にわたり八名の参考人からの意見聴取を行いました。

……………（略）……………

その後、五法律案を一括議題として審査を進め、十九日には滋賀県及び大分県においていわゆる地方公聴会を開催し、二十日には再び、二度にわたり八名の参考人からの意見聴取を行いました。

二十一日及び二十三日には政府及び提出者に対し質疑を行い、二十三日には三たび小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、都合五十四時間に及ぶ慎重なる審査を重ね、同日質疑を終了いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしました結果、岩國哲人君外四名提出の高速道路事業改革基本法案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の四法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の四法律案に対し、割引等弾力的な料金設定により高速道路の有効利用を図るとともに、真に必要な高速道路の整備を行うことにより、高速道路事業予算の

重点化及び効率化を図ることなど、計十一項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月二三日）

（高速道路株式会社法（平一六年九九）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院国土交通委員長報告（平成一六年六月二日）

輿石東君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、日本道路公団等民営化関係法施行法案は、高速道路株式会社法等三法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、関係法律の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これら四法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣等の出席を求め質疑を行うとともに、宮城県における地方公聴会、参考人からの意見聴取を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、構造改革における道路公団民営化の必要性和妥当性、民営化推進委員会意見書との相違点、今後の高速道路整備の在り方、四十五年以内の債務完済の可能性、利用促進につながる通行料金施策の在り方、高速道路の建設及び管理におけるコスト削減の見通し、新会社の経営自主権の所在とサービスエリア等における事業展開の方向、ファミリー企業への天下り等の是正、公団職員等の雇用の確保策等ではありますが、詳細は会議録によって後承知願います。

質疑を終局し、四法律案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表し大江理事より反対、自由民主党及び公明党を代表し岩城理事より賛成、日本共産党を代表し大沢委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、四法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年六月一日）

（高速道路株式会社法（平一六法九九）の附帯決議と一括して掲載）